

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和元年6月7日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1900002号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1900006号

第1 結論

請求者のA社における平成28年7月5日の標準賞与額を9万8,000円に訂正することが必要である。

平成28年7月5日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年7月5日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和61年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成28年7月5日

請求期間に係る標準賞与額の記録が、保険給付の対象とならない厚生年金保険法第75条本文該当記録となっている。請求期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたのは確かなので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された給料支払明細書(控)の写し(以下「賞与明細書」という。)により、請求者は、請求期間に同社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成28年7月5日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、保険料

についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の同年7月5日に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1800094号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1900007号

第1. 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和58年10月1日から同年9月11日に訂正し、同年9月の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

昭和58年9月11日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和58年9月11日から同年10月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求者のB社(現在は、C社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和58年9月30日から同年9月11日に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年9月11日から同年10月1日まで

私がC社及びグループ会社のA社に勤務していた期間のうち、請求期間に係る厚生年金保険の被保険者期間が相違している。請求期間について、継続して勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたので、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

C社から提出された社員経歴台帳、同社事業主の回答、同社の複数の同僚の陳述及びA社の事業主の回答により、請求者は、請求期間においてB社及びA社に継続して勤務(昭和58年9月11日にB社からA社に異動)し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和58年10月1日から同年9月11日に訂正し、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を同年9月30日から同年9月11日に訂正することが必要である。

また、昭和58年9月の標準報酬月額については、請求者のA社に係る厚生年金保険被保険者原票により確認できる同年10月の記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、昭和58年9月11日から同年10月1日までの期間について、C社の事業主は、請求者に係る保険料を納付したか否かは確認できる資料がないことから不明と回答しているものの、A社の事業主は、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の取得年月日（昭和58年10月1日）を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出したことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の昭和58年9月11日から同年10月1日までの期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。